

# 「第5次大分県DV対策基本計画（素案）」に対する県民意見募集手続の実施結果について

## 1 実施期間

令和6年12月4日（水曜日）～令和7年1月8日（水曜日）

## 2 実施方法

### (1) 閲覧方法

- ①大分県庁ホームページ
- ②大分県生活環境部県民生活・男女共同参画課（大分市東春日町1番1号）
- ③大分県情報センター（県庁舎本館1階）
- ④地区情報コーナー（県内11か所：振興局・土木事務所）

### (2) 募集方法

- ①郵送
- ②ファクシミリ
- ③電子メール
- ④電子申請システム

## 3 提出意見件数

意見提出者数：2名 意見数：4件

## 4 意見の要旨と県の考え方及び反映状況について

番号	素案の該当項目	意見の要旨	県の考え方及び反映状況
1	基本目標IV 重点施策12 (p. 30)	<p>・【現状と課題】の冒頭部分 配偶者に対する暴力が目の前で行われることは、「児童虐待の防止等に関する法律」において、心理的虐待に当たるとされており</p> <p>・【具体的取組】の「(2) 児童相談所等との連携」の①の冒頭部分 「児童虐待の防止等に関する法律」に基づき、親のDVの目撃を児童虐待として との記載があるが、</p> <p>「児童虐待の防止等に関する法律」の規定（第2条第4号）では、「児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（略）」をもって心理的虐待の例示としており、必ずしも「配偶者の暴力が目の前で行われること」や「DVの目撃」までを必要としない。よって、上記記載については、当該法律の規定に沿った正確な表現に改められたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、該当する取組を以下のとおり修正します。</p> <p>・【現状と課題】の冒頭部分 <u>児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うことは、「児童虐待の防止等に関する法律」において、児童虐待に当たるとされており、これらの行為により、児童の心身に様々な影響があらわれると</u>言われています。</p> <p>・【具体的取組】「(2) 児童相談所等との連携」① <u>配偶者に対する暴力が行われること等、直接児童に対して向けられた行為ではなくても、児童に著しい心理的外傷を与えるものを児童虐待ととらえ、</u>市町村や児童相談所と連携しながら適切に対応します。</p>

番号	素案の該当項目	意見の要旨	県の考え方及び反映状況
2	基本目標Ⅱ 重点施策6 (p. 20)	<p>相談従事者向け研修の充実の具体的取組について、</p> <p>(1) ①②③④の組み立て方が不明瞭</p> <p>(2) ①②の研修内容についての整理が不明瞭</p> <p>(3) 研修の対象者は、配偶者暴力相談支援センターや市町村等の相談従事者だけでなく、各関係機関や多様な民間団体の担当や相談員を含め、開かれた研修にすべきではないか。</p> <p>(4) 研修内容を、基礎編・応用編と、2段階で研修に参加することで、担当職員や相談員や支援者に「整理された知識」が積み重なっていくような研修システムが必要ではないか。</p> <p>(5) DV基本計画の被害者支援体制図にある、各組織の対応に沿って、研修内容を組み立てる必要があるのではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、項目を追加し、具体的取組の内容を整理します。</p> <p>(1) 相談従事者向け研修の充実</p> <p>① <u>配偶者暴力相談支援センターや市町村、民間支援団体等各関係機関の相談従事者に対し、相談員の経験年数等に応じた研修会や専門家のスーパーバイズによる事例検討・意見交換等を体系的、継続的に実施し、相談員として必要な知識や技術の習得と資質の向上を図ります。</u></p> <p>② <u>研修参加が困難な地域の相談従事者に対し、地域間格差の解消を図るため、ブロック別の相談員等研修会や市町村訪問による事例検討・意見交換を実施します。</u></p> <p>③ 略（修正なし）</p> <p><u>(2) 相談従事者への心理的ケアの実施</u></p> <p>① <u>相談従事者のメンタルヘルスケアの充実を図るため、相談員ストレスケアを実施します。</u></p> <p><u>(3) DV相談・対応マニュアルの活用</u></p> <p>① <u>「DV相談・対応マニュアル」を、必要に応じて改定し、活用を図ります。</u></p>
3	基本目標Ⅴ 重点施策16 (p. 37)	<p>市町村訪問による事例検討・意見交換については、研修とは切り離して、上から下への行政説明にならないように、市町村の困りや声を拾い上げることを目的とし、市町村の配偶者暴力相談支援センターの設置や女性相談支援員の増員につながる内容と重ねていく整理が必要ではないか</p>	<p>市町村配偶者暴力相談支援センターの設置について要請するとともに、市町村の実施する施策が円滑に進むよう必要な情報の提供や助言に努めます。(V16(1)①に記載済)</p> <p>ご意見を踏まえ、具体的取組を追加します。 <u>市町村訪問等の機会をとらえ、女性相談支援員配置の要請に努めます。</u></p>
4	基本目標Ⅰ 重点施策2 (p. 13)	<p>デートDV防止セミナーの受講者数が増えない現状を踏まえて、講演対象（高校・大学等）を開拓できる団体に、講座の委託を検討するのはどうか</p>	<p>効果的な事業の実施に向けて、施策の具体的な実施方法として参考にさせていただきます。</p>